三菱UFJ信託銀行株式会社

「投資信託約款規程集」の改定について

令和5年税制改正等を反映し、「投資信託約款規程集」を改定いたしますので、お知らせいたします。

1. 改定対象および変更内容

対象		変更内容
投資信託約款規程集	•定期定額購入取引規程	定期定額購入に係る取引報告書の 作成・交付廃止 ^(※) に伴う「取引内容 の報告」条項の新設等 (※)対象:2024年1月以降が約定日と なる定期定額購入取引
	・非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び 特定非課税累積投資に関する約款 (旧名称:非課税上場株式等管理及び非課税 累積投資に関する約款)	令和 5 年税制改正等の反映
	・未成年者口座及び課税未成年者口座開設に 関する約款	

※改定後の「投資信託約款規程集」につきましては、次ページ以降をご参照ください。

2. 改定日

2023年11月20日(月)

【お問い合わせ先】

お取引店(受付時間:平日9:00~17:00(土・日・祝日等を除く))

投資信託約款規程集

投資信託受益権に関する取引規程1
投資信託振替決済口座管理規程4
定期定額購入取引規程14
特定口座に係る上場株式等保管委託約款…16
特定口座に係る上場株式配当等 受領委任に関する約款21
非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び 特定非課税累積投資に関する約款24
未成年者口座及び課税未成年者口座開設に 関する約款40
自動けいぞく(累積)投資規程55

投資信託受益権に関する取引規程

第1章 取 引

第1条 (規程の趣旨)

この規程は、投資信託受益権に関する取引(取扱を含む。 以下同じ。)について、お客様と三菱UFJ信託銀行株式会社 (以下「当社」といいます。)との間の権利義務関係を明確に することを目的とするものです。

第2条(利用可能取引)

お客様は、この規程に基づいて投資信託受益権に関する次 に掲げる取引(以下「利用可能取引」といいます。)をご利 用いただけます。

- ① 第2章に定める振込先指定方式による取扱い
- ② 第3章に定める取引残高報告書方式による取扱い
- ③ 当社が別に取扱を定める累積投資取引(定期引出契約の締結を含む)
- ④ 当社が別に取扱を定める投資信託振替決済口座による 取扱い

第3条(申込方法等)

- (1) お客様は、当社所定の申込書に必要事項を記入の上署名 し、これを当社国内の本・支店に提出することによって、 利用可能取引を申し込むものとし、当社が承諾した場合に 限り、利用可能取引を開始することができます。お客様が 利用可能取引を申し込んだ場合、前条第1号、第4号の取 引を必ず申し込むものとします。
- (2) お客様には申込時に当社所定の印鑑届により印鑑、住所、 氏名等を届出ていただきます。

第2章 振込先指定方式

第4条(振込先指定方式)

振込先指定方式とは、本規程に基づいてお預りするお客様の口座内のすべての受益権に関する取引により当社がお客様に支払うこととなった金銭(以下「金銭」といいます。)を、お客様のあらかじめ指定する預金口座(以下「指定預金口座」といいます。)に振込む方式をいいます。

第5条(指定預金口座の取扱)

指定預金口座は原則として当店のお客様名義の普通預金口 座または当座預金口座としていただきます。

第6条(指定預金口座の変更)

指定預金口座を変更されるときは、当社所定の用紙によって届出ていただきます。

第3章 取引残高報告書方式

第7条(取引残高報告書方式)

取引残高報告書方式は、法令等の定めるところにより取引 残高報告書を定期的に通知する方式をいいます。

第8条 (取引残高報告書の取扱・定期交付)

- (1) 当社は、お客様とのお取引が生じた場合(お取引がないときは当社所定の時期)に、当該投資信託受益権にかかる取引明細および投資信託受益権の預り残高を記載した取引残高報告書を3か月毎(3月・6月・9月・12月)に当該月末現在で作成し、送付します。当書類は、照合通知書を兼ねることとします。
- (2) お客様は、当社から取引残高報告書の送付を受けた場合は、速やかにその内容をご確認ください。その際、残高明細を記載した回答書を同封させていただいた場合は、当社に必ず当該回答書をご返送ください。
- (3) 取引残高報告書の記載内容にご不審な点があるときは、速やかに当社取引店の内部管理責任者にご連絡ください。 取引残高報告書を送付させていただきました後、15日以内 にご連絡がなかった場合、当社はその記載事項すべてにつ いて承認いただいたものとして取扱うことができるものと します。

第9条(都度交付)

取引残高報告書の交付を定期的ではなく、都度交付する場合、 当社所定の書類によりお申し出ください。

第4章 雑 則

第10条 (契約期間等)

投資信託振替決済口座管理規程第4条に定める取扱いとい たします。

第11条 (届出事項の変更)

投資信託振替決済口座管理規程第12条に定める取扱いといたします。

第12条(解約等)

投資信託振替決済口座の解約は投資信託振替決済口座管理

規程第17条、第18条に定める取扱いといたします。

第13条(免責事項)

投資信託振替決済口座管理規程第20条に定める取扱いといたします。

第14条 (規程の変更)

この規程は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

以 上

投資信託振替決済口座管理規程

第1条(規程の趣旨)

この規程は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。)に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権に係るお客様の口座(以下「振替決済口座」といいます。)を当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。また、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

第2条 (振替決済口座)

- (1) 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。
- (2) 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分(以下「質権口」といいます。)と、それ以外の投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分(以下「保有口」といいます。)とを別に設けて開設します。
- (3) 当社は、お客様が投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

第3条 (振替決済口座の開設)

- (1) 振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめ、お客様から当社所定の申込書によりお申し込みいただきます。
- (2) 当社は、お客様から当社所定の申込書による振替決済口 座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞な く振替決済口座を開設します。
- (3) 振替決済口座は、この規程に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取り扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本規程の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

第3条の2 (共通番号の届出)

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」といいます。) その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号(番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。)の通知を受 けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

第4条(契約期間等)

- (1) この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する 3月末日までとします。
- (2) この契約は、お客様又は当社からお申し出のない限り、 期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。な お、継続後も同様とします。

第5条(当社への届出事項)

当社所定の印鑑届に押なつされた印影及び記載された住所、氏名または名称、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、共通番号等をもって、お届出の氏名又は名称、住所、生年月日、印鑑、共通番号等とします。

第5条の2 (取引の制限等)

- (1) 当社は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。お客様から正当な理由なく指定した期限までにご回答いただけない場合には、本規程にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規程にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、お客様からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。

第6条 (振替の申請)

- (1) お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている投資 信託受益権について、次の各号に定める場合を除き、当社 に対し、振替の申請をすることができます。
 - ① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
 - ② 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの

- ③ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止 の営業日において振替を行うもの(当社の口座を振替先 とする振替の申請を行う場合を除きます。)
- ④ 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの 振替停止の期間(以下「振替停止期間」といいます。) 中の営業日において振替を行うもの(当社の口座を振替 先とする振替の申請を行う場合を除きます。)
- ⑤ 償還日翌営業日において振替を行うもの(振替を行お うとする日の前営業日以前に当社の口座を振替先とする 振替の申請を行う場合を除きます。)
- ⑥ 販社外振替(振替先又は振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。)を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの
 - イ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日(振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。)
 - ロ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停 止の営業日
 - ハ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日 (当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合 を除きます。)
 - 二 償還日前営業日(当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。)

ホ 償環日

へ 償還日翌営業日

- ⑦ 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けないもの
- (2) お客様が振替の申請を行うに当たっては、その3営業日前までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、 届出の印章により記名押印してご提出ください。
 - ① 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき投資信託受益権の銘柄及び口数
 - ② お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録が されるのが、保有口か質権口かの別
 - ③ 振替先口座及びその直近上位機関の名称
 - ④ 振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別

- ⑤ 振替を行う日
- (3) 前項第1号の口数は、1口の整数倍(投資信託約款に定める単位(同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位)が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。)となるよう提示しなければなりません。
- (4) 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、 第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号 については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」 として提示してください。
- (5) 当社に投資信託受益権の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取り扱います。

第7条(他の口座管理機関への振替)

- (1) 当社は、お客様からお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けない場合、当社は振替の申し出を受け付けないことがあります。また、当社で投資信託受益権を受入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項(当社及び口座を開設している営業所名、口座番号、口座名等)をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合、正しく手続きが行われないことがあります。
- (2) 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、 あらかじめ当社所定の振替依頼書によりお申し込みください。

第8条 (担保の設定)

お客様の投資信託受益権について、担保を設定される場合は、当社が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当社所定の手続きによる振替処理により行います。

第9条 (抹消申請の委任)

振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、償還又はお客様の請求による解約が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

第10条(償還金、解約金及び収益分配金の受入れ等)

振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権

(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)の償還金 (繰上償還金を含みます。以下同じ。)、解約金及び収益分配金の支払いがあるときは、当社がお客様に代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。

第11条 (連絡事項)

- (1) 当社は、投資信託受益権について、次の事項をお客様にご通知します。
 - ① 償還期限(償還期限がある場合に限ります。)
 - ② 残高照合のための報告
- (2) 前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高 に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上ご通 知します。なお、法令等の定めるところにより取引残高報 告書を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告 内容を含めて行いますから、その内容にご不審の点がある ときは、速やかに当社取引店の内部管理責任者に直接ご連 絡ください。
- (3) 当社が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又は その他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達し なかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみ なします。
- (4) 当社は、第2項の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金融商品取引法(以下「金商法」といいます。)第2条第31項に規定する特定投資家(金商法第34条の2第5項の規定に基づき特定投資家以外の顧客とみなされる者を除く。)及び金商法第34条の3第4項(金商法第34条の4第4項において準用する場合を含む。)の規定に基づき特定投資家とみなされる者をいいます。)である場合かつ、当該お客様からの第2項に定める残高照合のための報告(取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。)に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のための報告を行わないことがあります。

第12条 (届出事項の変更)

- (1) 印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、法人 の場合における代表者の役職氏名、代理人、住所、共通番 号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当社所 定の方法によりお手続きください。
- (2) 前項により届出があった場合、当社は所定の手続きを完 了した後でなければ投資信託受益権の振替又は抹消、契約

- の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- (3) 第1項による変更後は、変更後の印影、氏名又は名称、 住所、共通番号等をもって届出の印鑑、氏名又は名称、住 所、共通番号等とします。
- (4) 成年後見人等の届出については、以下の各号の規定に従 うものとします。
 - ① お客様またはお客様の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
 - ② お客様またはお客様の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
 - ③ お客様またはお客様の成年後見人等について、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2号と同様にお届け下さい。
 - ④ 前3号の届出事項に取消しまたは変更等が生じた場合 にも同様にお届け下さい。
 - ⑤ 前4号の届出前に生じた損害については、当社は責任 を負いません。
- (5) 振替決済口座の開設等の際には、法令で定める本人確認 等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、 直ちに当社所定の方法によりお手続きください。

第13条 (口座管理料)

(1) 振替決済口座の管理料(以下「口座管理料」といいます。) は、別紙記載の料率と計算方法により1年分を前払いする ものとし、毎年3月の当社所定の日に、お客様が指定した 預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書又 は小切手によらず払戻しのうえ充当するものとします。

なお、当初契約期間の口座管理料は契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算によりお支払いください。

- (2) 口座管理料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の手数料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合又は投資信託受益権のすべてが償還された場合は、解約日又は償還日の属する月の翌月から期間満了日までの手数料を月割により返戻します。
- (4) 当社は、お客様が指定した預金口座に口座管理料に相当 する金額がない場合は、第10条より当社が受け取る投資信

託受益権の償還金、収益分配金、又は換金代金等(以下「償還金等」といいます。)から口座管理料に充当することができるものとします。

第14条(当社の連帯保証義務)

機構が、振替法等に基づき、お客様(振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

- ① 投資信託受益権の振替手続きを行った際、機構において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分(投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務
- ② その他、機構において、振替法に定める超過記載又は 記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害 の賠償義務

第15条(複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている 場合の通知)

当社は、当社が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けており、又は当社の上位機関が複数の直近上位機関から顧客口の開設を受けている場合であって、当社のお客様が権利を有する投資信託受益権の口数についてそれらの顧客口に記載又は記録がなされている場合、当該銘柄の権利を有するお客様に次に掲げる事項を通知します。

- ① 銘柄名称
- ② 当該銘柄についてのお客様の権利の口数を顧客口に記載又は記録をする当社の直近上位機関及びその上位機関 (機構を除く。)
- ③ 同一銘柄について複数の直近上位機関から開設を受けている顧客口に記載又は記録がなされる場合、前号の直近上位機関及びその上位機関(機構を除く。)の顧客口に記載又は記録される当該銘柄についてのお客様の権利の口数

第16条 (機構において取り扱う投資信託受益権の一部の銘柄 の取扱いを行わない場合の通知)

- (1) 当社は、機構において取り扱う投資信託受益権のうち、 当社が指定販売会社となっていない銘柄その他の当社が定 める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。
- (2) 当社は、当社における投資信託受益権の取扱いについて、

お客様にその取扱いの可否を通知します。

第17条 (解約等)

- (1) 振替決済口座は、お客様のお申し出によりいつでも解約することができます。解約するときは、当社所定の日までに当社所定の方法でその旨をお申し出のうえ、解約の際にお客様が当社所定の解約依頼書に届出の印章により記名押印してご提出し、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替ください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、金銭によりお返しすることがあります。第4条によるお客様からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。
 - (2) 前項にかかわらず、当社所定の期間については、振替決 済口座の解約をすることはできません。
 - (3) 投資信託受益権は、お客様が他の口座管理機関へお振替するまでは、この規程により当社が管理しているものとします。
- (4) 次の各号のいずれかに該当する場合には、当社はいつでもこの口座を解約することができるものとします。この場合、当社から解約の通知があったときは、直ちに当社所定の手続きをとり、投資信託受益権を他の口座管理機関へお振替ください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託受益権を解約し、金銭によりお返しすることがあります。第4条による当社からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。
 - ① お客様が手数料を支払わないとき
 - ② お客様について相続の開始があったとき
 - ③ お客様がこの規程に違反したとき
 - ④ 口座残高がない場合
 - ⑤ お客様が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋 等の反社会勢力に該当すると認められ、当社が解約を申 し出たとき
 - ⑥ お客様が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき
 - ⑦ この口座がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、 経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、または そのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ⑧ やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき
- (5) 前項による投資信託受益権の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、第13条第4項に基づく償還金等は、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。

(6) 当社は、前項の不足額を引取りの日に第13条第1項の方法に準じて自動引落することができるものとします。この場合、第13条第4項に準じて償還金等から充当することができるものとします。

第18条 (解約時の取扱い)

前条に基づく解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載または記録されている投資信託受益権及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行なったうえ、金銭により返還を行ないます。

第19条 (緊急措置)

法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は 臨機の処置をすることができるものとします。

第20条(免責事項)

当社は、次に掲げる場合に生じた損害については、その責 を負いません。

- ① 第12条第1項による届出の前に生じた損害
- ② 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影(又は署名)を届出の印鑑(又は署名鑑)と相当の注意をもって 照合し、相違ないものと認めて投資信託受益権の振替又 は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類につい て偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ③ 依頼書に使用された印影が届出の印鑑と相違するため、 投資信託受益権の振替をしなかった場合に生じた損害
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当 社の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生 したため、投資信託受益権の振替又は抹消に直ちには応 じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により投資信託受益権の記録が滅失等した場合、又は第10条による償還金等のお客様が指定した預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 第19条の事由により当社が臨機の処置をした場合に生 じた損害

第21条(振替法に基づく振替制度への移行手続き等に関する 同意)

振替法の施行に伴い、お客様が有する特例投資信託受益権について、振替法に基づく振替制度へ移行するために、お客様から当該特例投資信託受益権の受益証券のご提出を受けた場合には、投資信託約款に基づき振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請についてお客様から代理権を付与

された投資信託委託業者からの委任に基づき、第1号及び第2号に掲げる諸手続き等を当社が代わって行うこと並びに第3号及び第4号に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

- ① 振替法附則第32条において準用する同法附則第14条に おいて定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振 替機関への申請
- ② その他振替法に基づく振替制度へ移行するため必要と なる手続き等(受益証券の提出など)
- ③ 振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、 当社の口座(自己口)を経由して行う場合があること
- ④ 振替法に基づく振替制度に移行した特例投資信託受益 権については、振替法その他の関係法令及び振替機関の 業務規程その他の定めに基づき、この規程の規定により 管理すること

第22条 (規程の変更)

この規程は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

以 上

(別紙)

第13条第1項の振替決済口座の管理料は無料とします。

以上

定期定額購入取引規程

第1条(規程の趣旨)

この規程は、毎月お客様が指定する日(以下「引落指定日」といいます。)に、お客様があらかじめ指定した金額(以下「指定金額」といいます。)を、引落指定口座から引落し、お客様が指定する自動けいぞく(累積)投資銘柄の投資信託受益権(以下「受益権」といいます。)を取得する取引に関する取り決めです。

この取引を定期定額購入取引(名称『<三菱UFJ信託>の「とうしんつみたて」(投資信託積立サービス)』)と呼びます。

第2条(取得代金等の引落)

- (1) 引落指定口座とは、投資信託受益権に関する取引規程第2章に定めるお客様の指定預金口座とします。
- (2) 定期定額購入取引を申し込まれる場合は、指定金額は1万円以上1,000円単位(累積投資勘定または三菱UFJ信託ダイレクト利用による特定累積投資勘定における定期定額購入取引の場合は1,000円以上1,000円単位)の金額とし、指定金額はお客様の指定預金口座からの預金の引落によりお支払いいただきます。
- (3) 前項の預金の引落にあたっては、普通預金規定または当座預金規定にかかわらず、通帳および払戻し請求書の提出または小切手の振出は不要とし、当社所定の方法で行うものとします。
- (4) 指定金額の引落の結果、お客様の引落口座が貸越になる 場合は、引落は行いません。
- (5) 同一日に定期定額購入取引により複数銘柄の引落を行う 場合、指定された銘柄の指定金額の合計額の引落ができな いときは、すべての銘柄について引落を行いません。

上記(4)、(5)の場合および引落指定口座の残高不足等の理由で 指定金額の引落しが成立しなかった場合は、当社からお客様 への通知は特にいたしません。

第3条(取得方法、時期および引落金額)

- (1) 引落指定日が当社の休業日に当る場合は翌営業日に引落します。
- (2) 引落日においてお客様の指定預金口座からの指定金額の 引落しが成立した場合に限り、指定金額を当社がお預りし、 ただちに累積投資約款の定めに従い指定された銘柄の受益 権の取得を行います。ただし指定預金口座の残高が引落日 において指定金額に満たないときは、指定金額の引落は不 成立となり、振込日の属する月における受益権の取得は行 われないものとします。
- (3) 引落指定日が指定された銘柄の取得申込の受付を行わない日である場合は、引落指定日以降で指定された銘柄の取得申込の受付が可能になる営業日を引落日とします。

(4) 指定金額には、指定された累積投資銘柄の取得代金に加えて、それに係る所定の手数料および消費税等を含みます。

第4条(申込事項の変更・解約、成年後見人等に関する届出等 による取引の休止)

- (1) お客様は、変更・解約を希望される指定銘柄にかかる引 落日の2営業日前までに所定の手続によって当社に申し出 ることにより、定期定額購入取引の契約内容の変更・解約 を行うことができます。
- (2) 当社が本取引を営むことができなくなった場合、当社は 本取引を休止または解約いたします。
- (3) お客様から成年後見人等の届出または予約型代理人の代理権発効の届出が当社に行われた場合、およびお客様に相続の開始があったことを当社が知った場合は、当社は速やかに以降のお客様の定期定額購入取引を休止いたします。

第5条(取引内容の報告)

定期定額購入取引による指定投資信託の買付については取 引報告書等の発行および交付をせず、取引残高報告書にて定 期的に取引内容を報告いたします。

第6条(免責事項)

当社は次の場合に生じた損害については、その責を負いません。

- (1) 当社が、定期定額購入取引にかかる書類に使用された印 影を、届出の印章と相当の注意をもって照合し、相違ない ものと認めて所定の手続きを行った場合。
- (2) 「三菱UFJ信託ダイレクト」の正規の操作手順を経て、 所定の手続きを行った場合。
- (3) 災害・事変その他の不可抗力、郵便の誤配・遅滞等、当 社の責に帰すことのできない事由により損害が生じた場合。

第7条 (この規程の変更)

この規程は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

附則

この規程の第5条については、2024年1月1日以降約定日を迎える定期定額購入取引より適用させていただきます。

以上

特定口座に係る上場株式等保管委託約款

第1条(約款の趣旨)

この約款は、お客様(個人のお客様に限ります。)が特定 口座内保管上場株式等(租税特別措置法第37条の11の3第1 項に規定されるものをいいます。以下同じ。)の譲渡に係る 所得計算等の特例を受けるために三菱UFJ信託銀行株式会社 (以下「当社」といいます。)に開設される特定口座における 上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委 託(以下「保管の委託等」といいます。)について、同条第 3項第2号に規定される要件及び当社との権利義務関係を明 確にするための取決めです。

第2条(特定口座開設届出書等の提出)

お客様が当社に特定口座を開設しようとする場合には、当社に対し、特定口座開設届出書を提出するとともに、租税特別措置法施行令第25条の10の3第2項に規定する書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が個人番号を有しない場合又は同条第5項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所)を告知し、租税特別措置法その他の法令に基づく本人確認を受ける必要があります。

- 2 お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を選択される場合には、あらかじめ、当社に対し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出しなければなりません。なお、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客様から源泉徴収を選択しない旨の申出がない限り、その年において最初に当該特定口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡をする時より前に、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。
- 3 お客様が当社に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定において受領されている場合には、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払が確定した日以後、お客様は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を選択しない旨の申出を行うことはできません。
- 4 お客様は、当社に対し複数の特定口座を開設することはできません。
- 5 お客様に住所変更、住居表示変更、改姓名、取扱店舗変 更、個人番号変更があった場合は、直ちに当社所定の方法に よりお手続きください。

第3条(特定保管勘定における保管の委託等)

当社は、上場株式等の保管の委託等は、特定口座に設けられた特定保管勘定(当該口座に保管の委託等がされる上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において行います。

第4条 (所得金額の計算)

当社は、特定口座における上場株式等の譲渡損益計算を、租税特別措置法第37条の11の3(特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例)、同法第37条の11の4(特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例)、所得税法その他の関係法令等の規定に基づき行います。

第5条(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)

当社は、お客様の特定口座に設けられた特定保管勘定においては、次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のみを受入れます。ただし、お客様がすでに一般口座で保有している上場株式等は特定口座に移管できません。また、お客様が一般口座で保有している上場株式等を課税預りとして追加購入する場合、一般口座での購入となります。

- ① 特定口座開設届出書の提出後に、当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ及び代理を含みます。)により取得をした上場株式等又は当社から取得をした上場株式等で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等
- ② 当社以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管上場株式等の全部又は一部について、お客様が当社に開設した特定口座に所定の方法により移管することにより受入れる上場株式等
- ③ 当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条 第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限り ます。)により取得した上場株式等
- ④ お客様が、贈与、相続(限定承認に係るものを除きます。以下同じ。)又は遺贈(包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ。)により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社又は他の金融商品取引業者等に開設していた特定口座、租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座、同法第37条の14の

2第5項第1号に規定する未成年者口座又は特定口座以外の口座(非課税口座及び未成年者口座を除きます。以下「相続等一般口座」といいます。)に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当社の当該お客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等

- ⑤ お客様が贈与、相続又は遺贈により取得した当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈に係る包括遺贈者の当社以外の金融商品取引業者等に開設していた特定口座又は相続等一般口座に引き続き保管の委託等がされている上場株式等で、所定の方法により当社の当該お客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等
- ⑥ お客様の特定口座に受入れられている特定口座内保管 上場株式等につき、投資信託又は特定受益証券発行信託 の受益権の分割又は併合により取得する上場株式等で当 該分割又は併合に係る当該上場株式等の特定口座への受 入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
- ⑦ お客様が、特定口座内保管上場株式等について生じた次に掲げる事由により取得した上場株式等で、当該上場株式等の特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの
 - イ 投資信託の併合
 - ロ その他租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項 に基づき定められる上場株式等

第6条 (譲渡の方法)

特定保管勘定において保管の委託等がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法その他租税特別措置法施行令第25条の10の2第7項に定められる方法のいずれかにより行います。

第7条 (源泉徴収)

当社は、お客様が特定口座源泉徴収選択届出書を提出いただいたときは、租税特別措置法第37条の11の4その他関係法令の規定に基づき、源泉徴収を行います。その場合、譲渡損益にかかる税金及び還付金は、以下の通りといたします。

- ①投資信託においては、投資信託振替決済口座設定申込書 にて当社に届け出済みの投信決済口座において引落し、 または入金いたします。
- ② MUFGファンドラップにおいては、投信決済口座には ファンドラップ預り金管理口座を含みます。
- ③公共債、資産運用口座においては、別途締結している契約に基づき、指定の決済口座において引落し、または入

金いたします。

2 上場株式等の譲渡を外貨決済により行った場合の源泉徴収は、当社が定める方法により行います。

第8条(特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知)

特定口座からの上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、当該払出しのあった当該上場株式等の租税特別措置法施行令第25条の10の2第11項第二号イに定めるところにより計算した金額、同号口に規定する取得日及び当該取得日に係る数等を、書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

第9条(特定口座内保管上場株式等の移管)

当社は、第5条(特定口座に受入れる上場株式等の範囲) ②に規定するお客様の特定口座への移管は、租税特別措置法 施行令第25条の10の2第10項及び第11項の定めるところに より行います。

第10条(相続又は遺贈等による特定口座への受入れ)

当社は、第5条(特定口座に受入れる上場株式等の範囲)④、 ⑤又は⑦に規定する上場株式等のうち、租税特別措置法施行 令第25条の10の2第14項第3号、第4号、第15号、第22号、 第25号及び第26号の移管による上場株式等の受入れは、それぞれ同項第3号、第4号、第15号、第22号、第25号又は 第26号及び同条第15項から第17項まで若しくは同条第19項 から第21項まで又は同法第25条の10の5に定めるところに より行います。

第11条(年間取引報告書の送付)

当社は、特定口座を開設しているお客様に対して、法令の 定めるところにより、特定口座年間取引報告書を翌年1月31 日までに交付いたします。

- 2 特定口座の廃止によりこの契約が解約されたときは、当 社はお客様に対して、特定口座年間取引報告書をその解約日 の属する月の翌月末日までに交付いたします。
- 3 当社は、特定口座年間取引報告書2通を作成し、1通をお客様に交付し、1通を税務署に提出いたします。

第12条(特定口座に係る事務)

特定口座に関する事項の細目については、関係法令及びこの約款に規定する範囲内で、当社が定めるものとします。

第13条 (契約の解除)

次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- ① お客様が当社に対して租税特別措置法施行令第25条の10 の7第1項に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき
- ② お客様が租税特別措置法施行令第25条の10の5第1項 に規定する出国により居住者又は恒久的施設を有する非 居住者に該当しないこととなる場合において、同法第25 条の10の7第1項に規定する特定口座廃止届出書が当社 に対して提出されたものとみなされたとき
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の10の8に規定する特定 口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続き が完了したとき

第14条(合意管轄)

お客様と当社との間のこの約款に関する訴訟については、 当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社 が管轄裁判所を指定できるものとします。

第15条 (約款の変更)

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

以上

特定口座に係る上場株式配当等受領委任に 関する約款

第1条(約款の趣旨)

この約款は、お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるために三菱 UFJ 信託銀行株式会社(以下「当社」といいます。)に開設された特定口座(源泉徴収選択口座に限ります。)における上場株式等の配当等の受領について、同条第4項第1号に規定される要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

第2条 (源泉徴収選択口座で受領する上場株式配当等の範囲)

当社はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等(租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等をいいます。)に該当するもの(当該源泉徴収口座が開設されている当社の国内の本・支店に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該本・支店に保管の委託がされている上場株式等に係るものに限ります。)のみを受入れます。

- ① 租税特別措置法第8条の3第2項第2号に掲げる国外 私募公社債等運用投資信託等の配当等以外の国外投資信 託等の配当等で同条第3項の規定に基づき当社により所 得税が徴収されるべきもの
- ② 租税特別措置法第9条の2第1項に規定する国外株式 の配当等で同条第2項の規定に基づき当社により所得税 が徴収されるべきもの
- ③ 租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場 株式等の配当等で同項の規定に基づき当社により所得税 が徴収されるべきもの
- 2 当社が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等の うち、当社が当該上場株式等の配当等をその支払をする者か ら受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交 付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配 当等勘定に受入れます。

第3条(源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出)

申込者が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、支払確定日(決算日)までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第2項及び同法施行令第25条の10の13第2項に規定する「源泉徴収選択口座内配

当等受入開始届出書」を提出しなければなりません。提出した場合、配当等と譲渡損失との損益通算にかかる還付金は、 以下の通り入金いたします。

- ① 投資信託、MUFGファンドラップにおいては、当社に届け出済みの投信決済口座
- ② 公共債、資産運用口座においては、別途締結している契約に基づく指定の決済口座
- 2 申込者が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けることをやめる場合には、支払確定日(決算日)までに、当社に対して租税特別措置法第37条の11の6第3項及び同法施行令第25条の10の13第4項に規定する「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出しなければなりません。

第4条(特定上場株式配当等勘定における処理)

源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当 等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式 配当等勘定(上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株 式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定)にお いて処理いたします。

第5条 (所得金額等の計算)

源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、租税特別措置法第37条の11の6第6項及び関連政省令の規定に基づき行われます。

第6条 (契約の解除)

次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

- ① お客様から租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項 に定める特定口座廃止届出書の提出があったとき
- ② お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき
- ③ お客様の相続人から租税特別措置法施行令第25条の10の 8に定める特定口座開設者死亡届出書の提出があり、相続・ 遺贈の手続きが完了したとき

第7条(約款の変更)

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店

頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

以上

非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款

第1条(約款の趣旨)

この約款は、お客様が租税特別措置法第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、三菱UFJ信託銀行株式会社(以下、「当社」といいます。)に開設された非課税口座について、租税特別措置法第37条の14第5項第2号、第4号及び第6号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。2 お客様と当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「投資信託約款規程集」その他の当社が定める契約条項及び租税特別措置法その他の法令によります。

第2条 (非課税口座開設届出書等の提出等)

お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるた めには、当社が定める期日までに、当社に対して租税特別措 置法第37条の14第5項第1号、第10項及び第19項に基づき「非 課税口座開設届出書」(既に当社以外の証券会社又は金融機 関において非課税口座を開設しており、新たに当社に非課税 口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書 | に加えて「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」、 既に当社に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座 に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知 書 | 又は「勘定廃止通知書 |) を提出するとともに、当社に 対して租税特別措置法第37条の11の3第4項に規定する署 名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第 18条の15の3第24項において準用する租税特別措置法施行 規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分 に応じ、当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、 住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令第25条 の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及 び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める 本人確認を受ける必要があります。

ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」 については、非課税口座を再開設しようとする年(以下「再 開設年」といいます。)又は非課税管理勘定、累積投資勘定、 特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しよ うとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年10月1 日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。

- 2 非課税口座を開設したことがある場合には、「非課税口 座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が添付されている場 合を除き、当社及び他の証券会社若しくは金融機関に「非課 税口座開設届出書」の提出をすることはできません。
- 3 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受ける ことをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第16項 に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。
- 4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、 その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社 はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第10号に規定 する「非課税口座廃止通知書」を交付します。
 - ① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた 日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定又は特 定累積投資勘定が設けられていたとき
 - ② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた 日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定、累積投資勘 定又は特定累積投資勘定が設けられることとなっていた とき
- 5 お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理 勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理 勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合 は、非課税口座に当該非課税管理勘定が設けられる日の属す 累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられる日の属す る年(以下「設定年」といいます。)の前年10月1日から設 定年の9月30日までの間に、租税特別措置法第37条の14第 13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出 してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、 設定年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘 定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われて いた場合には、当社は当該変更届出書を受理することができ ません。
- 6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に 設定年に係る非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資

勘定又は特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には 当該非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は 特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に租税特別措置法第 37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。

第3条(非課税管理勘定の設定)

非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。以下同じ。)につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年(累積投資勘定が設けられる年を除きます。以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は、勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。

2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の 1月1日(「非課税口座開設届出書」が年の中途において提 出された場合における当該提出された日の属する年にあって は、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通 知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税 務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座 への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日 (非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供 があった場合には、同日)において設けられます。

第3条の2 (累積投資勘定の設定)

非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための累積 投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又 は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは 記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と 区分して行うための勘定で、2018年から2023年までの各年(非 課税管理勘定が設けられる年を除きます。以下、この条にお いて「勘定設定期間内の各年」といいます。)に設けられる ものをいいます。以下同じ。)は、勘定設定期間内の各年に おいてのみ設けられます。

2 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座

への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。

第3条の3 (累積投資勘定における上場株式等の購入)

累積投資勘定における上場株式等の購入については次の各号すべてに該当する場合に申込みできるものとします。

- ① 定期定額購入取引 (名称 『<三菱UFJ信託>の「とう しんつみたて」(投資信託積立サービス)』) による申込 みであること
- ② 三菱UFJ信託ダイレクトの会員であること
- ③ 以下に定める交付物について電子交付サービスの利用 設定がされていること
 - ·取引報告書
 - ・収益分配金のご案内
 - ・収益分配金再投資のご案内
 - ·取引残高報告書

本条は2023年12月末まで適用します。

第3条の4 (特定累積投資勘定の設定)

非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定 累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは記 録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若し くは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記 録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は 2024年以後の各年(以下、この条において「勘定設定期間 内の各年」といいます。)において設けられます。

2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。

第3条の5 (特定非課税管理勘定の設定)

非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定 非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載若しくは 記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若 しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する 記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。) は 第3条の4の特定累積投資勘定と同時に設けられます。

第4条(非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定及 び特定非課税管理勘定における処理)

非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口 座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に 設けられた非課税管理勘定において処理いたします。

- 2 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿 への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設け られた累積投資勘定において処理いたします。
- 3 特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において処理いたします。

第5条(非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が開設されている当社国内の本・支店に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該本・支店に保管の委託がされるものに限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの及び租税特別措置法第29条の2第1項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。

- ① 次に掲げる上場株式等で、第3条第2項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が120万円(②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの
 - イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

- ロ 他年分非課税管理勘定(当該非課税管理勘定を設けた非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社国内の本・支店に開設された未成年者口座(租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座をいいます。以下同じ。)に設けられた未成年者非課税管理勘定(同項第3号に規定する非課税管理勘定をいいます。以下同じ。)をいいます。以下、この条において同じ。)から租税特別措置法施行令第25条の13第10項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13第11項により読み替えて準用する同条第10項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13第12項各号に規定 する上場株式等

第5条の2 (累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

当社は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及び口に掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。

- ① 第3条の2第2項に基づき累積投資勘定が設けられた 日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れ た上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等につ いてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得を した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいま す。)の合計額が40万円を超えないもの
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13第22項において準 用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定す る上場株式等

第5条の3(特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第2号イ及び口に掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において租税特別措置法施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。)のみを受け入れます。

- ① 第3条の4第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が120万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額(特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。)の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該上場株式等を除く。)
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準 用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定す る上場株式等

第5条の4 (特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範 囲)

当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理 勘定においては、次に掲げる上場株式等(当該非課税口座が 開設されている当社国内の本・支店にかかる振替口座簿に記 載若しくは記録がされ、又は当該本・支店に保管の委託がさ れるものに限り、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出を したお客様が出国した日から「(非課税口座)帰国届出書」 の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、② に掲げるもの、租税特別措置法第29条の2第1項本文の適 用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る 上場株式等及び第2項に掲げるものを除きます。) のみを受け入れます。

- ① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に当社への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。)の合計額が240万円を超えないもの(当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。)
 - イ 当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額(特定非 課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の 購入の代価の額等をいう。)の合計額が1,200万円を 超える場合
 - ロ 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13第31項において準 用する同条第12項各号に規定する上場株式等
- 2 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等 を受け入れることができません。
 - ① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの
 - ② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口又は特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款(外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類)、同法第67条第1項に規定する規約(外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類)又は信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバ

ティブ取引に係る権利に対する投資(租税特別措置法第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。)として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの

③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者 指図型投資信託約款(外国投資信託である場合には、当 該委託者指図型投資信託約款に類する書類)に租税特別 措置法施行令第25条の13第15項第1号及び第3号の定 めがあるもの以外のもの

第6条 (譲渡の方法)

非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録 又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売 委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を 発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づい て行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に 規定する請求を当社国内の本・支店を経由して行う方法又は 租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は第37条の11第 4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等 の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の 交付が当社国内の本・支店を経由して行われる方法のいずれ かの方法により行います。

- 2 累積投資勘定において振替口座簿への記載若しくは記録 又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売 委託による方法、当社に対して譲渡する方法並びに租税特別 措置法第37条の11第4項第1号に規定する事由による上場 株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の 資産の交付が当社国内の本・支店を経由して行われる方法の いずれかの方法により行います。
- 3 特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社国内の本・支店を経由して行う方法又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭及び金銭以外の資産の交付が当社国内の本・支店を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

第7条(非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知)

租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由によ

り、非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出 し (振替によるものを含むものとし、第5条第1号口及び第 2号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第 25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並びに特定 口座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項 各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理 勘定に受け入れなかったものであって、非課税管理勘定に受 け入れた後直ちに当該非課税管理勘定が設けられた非課税口 座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみ なされるものを含みます。)には、当社は、お客様(相続又 は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含み ます。) による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈 により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場 株式等を取得した者)に対し、当該払出しのあった上場株式 等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出し時 の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及び その事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使用す る方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知い たします。

租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由に より、累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出 し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令 第25条の13第22項において準用する同条第12項第1号、第 4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口座 への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第1号、 第4号及び第11号に規定する事由により取得する上場株式 等で累積投資勘定に受け入れなかったものであって、累積投 資勘定に受け入れた後直ちに当該累積投資勘定が設けられた 非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあった ものとみなされるものを含みます。)には、当社は、お客様(相 続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を 含みます。) による払出しがあった場合には、当該相続又は 遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった 上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しがあった上場 株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に規定する払出 し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由 及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報処理組織を使 用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通 知いたします。

3 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、特定累積投資勘定からの上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、租税特別措置法施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号及び第11号に規定する事由に係るもの並びに特定口

座への移管に係るものを除きます。)があった場合(同項第 1号、第4号及び第11号に規定する事由により取得する上 場株式等で特定累積投資勘定に受け入れなかったもので あって、特定累積投資勘定に受け入れた後直ちに当該特定累 積投資勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移 管による払出しがあったものとみなされるものを含みま す。)には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者 の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出し があった場合には、当該相続又は遺贈により当該口座に係る 非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者) に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37条の14第4項に規定する払出し時の金額及び数、その払 出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等 を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通 信の技術を利用する方法により通知いたします。

租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由に より、特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部又は一部 の払出し (振替によるものを含むものとし租税特別措置法施 行令第25条の13第31項において準用する租税特別措置法施 行令第25条の13第12項各号に規定する事由に係るもの並び に特定口座への移管に係るものを除きます。) があった場合 (同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で特定 非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、特定非課 税管理勘定に受け入れた後直ちに当該特定非課税管理勘定が 設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出 しがあったものとみなされるものを含みます。)には、当社 は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力 を生ずる贈与を含みます。) による払出しがあった場合には、 当該相続又は遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株 式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出し があった上場株式等の租税特別措置法第37条の14第4項に 規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号 に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は電子情報 処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する 方法により通知いたします。

第8条 (非課税管理勘定終了時の取扱い)

本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします(第2条第6項又は租税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃止した非課税管理勘定を除きます。)。

2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、 次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところによ り取扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

- ① お客様から非課税管理勘定の終了する年の当社が定める期日までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当社に特定口座を開設していない場合一般口座への移管
- ② お客様が当社に特定口座を開設しており、非課税期間 が満了する銘柄と同一の銘柄を一般口座で保有している 場合 一般口座への移管
- ③ 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

第8条の2(累積投資勘定終了時の取扱い)

本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該 累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降 20年を経過する日に終了いたします(第2条第6項又は租 税特別措置法施行令第25条の13の2第3項の規定により廃 止した累積投資勘定を除きます。)。

- 2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。
 - ① お客様から累積投資勘定の終了する年の当社が定める期日までに当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13第20項において準用する租税特別措置法施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合又はお客様が当社に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管
 - ② お客様が当社に特定口座を開設しており、非課税期間 が満了する銘柄と同一の銘柄を一般口座で保有している 場合 一般口座への移管
 - ③ 前各号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管

第9条(累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

当社は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであ

ることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座)帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

- ① 当社がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の 15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示又はお 客様の同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信 を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を 受けた場合 当該住所等確認書類又は署名用電子証明書 等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名 及び住所
- ② 当社からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当社に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名及び住所
- 2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合(第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

第10条(特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認)

当社は、お客様から提出を受けた第2条第1項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に特定累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日をいいます。)から1年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、

住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「(非課税口座) 継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該1年を経過する日までの間に「(非課税口座) 帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

- ① 当社がお客様から租税特別措置法施行規則第18条の 15の3第6項に規定する住所等確認書類の提示又はお 客様の同条第7項に規定する署名用電子証明書等の送信 を受け、当該基準経過日における氏名及び住所の告知を 受けた場合 当該住所等確認書類又は署名用電子証明書 等に記載又は記録がされた当該基準経過日における氏名 及び住所
- ② 当社からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名及び住所を記載して、当社に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名及び住所
- 2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合(第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。)には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

第11条 (非課税管理勘定と累積投資勘定の変更手続き)

お客様が、当社に開設した非課税口座に設けられたその年の勘定の種類を変更しようとする場合には、当社が定める期日までに、当社に対して「非課税口座異動届出書」をご提出いただく必要があります。

第12条(非課税口座開設後に重複口座であることが判明した 場合の取扱い)

お客様が当社に対して非課税口座開設届出書を提出し、当社において非課税口座を開設した後に、当該非課税口座が重複口座であることが判明し、当該非課税口座が租税特別措置法第37条の14第12項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行った取引については、その開設のときから特定口座または一般口座での取引として取扱います。

第13条(非課税口座取引である旨の明示)

お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得 をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が 行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税 口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等 を行う際に当社に対して非課税口座への受入れである旨の明 示を行っていただく必要があります。

なお、お客様から特にお申出がない場合は、特定口座又は 一般口座による取引とさせていただきます(特定口座による 取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限りま す。)。

2 お客様が非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘 柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で 保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示 を行っていただく必要があります。

なお、お客様から、当社の非課税口座で保有している上場 株式等を譲渡する場合には、先に取得したものから譲渡する こととさせていただきます。

第14条 (契約の解除)

次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

- ① お客様から租税特別措置法第37条の14第16項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
- ② 租税特別措置法第37条の14第22項第1号に定める「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した日から起算して5年を経過する日の属する年の12月31日までに租税特別措置法第37条の14第24項に定める「(非課税口座)帰国届出書」の提出をしなかった場合 租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(5年経過する日の属する年の12月31日)
- ③ 租税特別措置法第37条の14第22項第2号に定める「出 国届出書」の提出があった場合 出国日
- ④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除く) 租税特別措置法第37条の14第26項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
- ⑤ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があっ

た場合 当該非課税口座開設者が死亡した日

第15条(合意管轄)

この約款に関するお客様と当社との間の訴訟については、 当社国内の本・支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当 社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第16条 (約款の変更)

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当社ホームページ等により周知します。

附則

この約款は、2023年11月20日より適用させていただきます。

以 上

未成年者口座及び課税未成年者口座開設に 関する約款

第1章 総 則

第1条(約款の趣旨)

この約款は、租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座及び同項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する者(以下、「お客様」といいます。)が、同法第9条の9に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び同法第37条の14の2に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税(以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、三菱UFJ信託銀行株式会社(以下、「当社」といいます。)に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座について、同法第37条の14の2第5項第2号及び第6号に規定する要件及び当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

- 2 当社は、この約款に基づき、お客様との間で租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号に規定する「未成年者口座管理契約」及び同項第6号に規定する「課税未成年者口座管理契約」(以下、両者を合わせて「本契約」といいます。)を締結します。
- 3 お客様と当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「投資信託約款規程集」「約款・規定集」その他の当社が定める契約条項及び租税特別措置法その他の法令によります。

第2章 未成年者口座の管理

第2条 (未成年者口座開設届出書等の提出)

お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社が定める期日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」を提出するとともに、当社に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、又は租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租税特別措置法施行令

第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当社では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管いたします。

- 2 当社に未成年者口座を開設しているお客様は、当社及び他の証券会社もしくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」及び「未成年者口座開設届出書」を提出することはできません。
- 3 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2 第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出してください。
- 4 お客様がその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日又は2023年12月31日のいずれか早い日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合又は租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。)による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。)が生じた場合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。
- 5 当社が「未成年者口座廃止届出書」(お客様がその年1月1日において17歳である年の9月30日又は2023年9月30日のいずれか早い日までに提出がされたものに限り、お客様が1月1日において17歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。

第3条 (非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)

未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第15条から第17条、第19条及び第25条第1項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。)につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2016年から2023年までの各年(お客様がその年の1月1日において18歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。

- 2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあっては、所轄税務署長から当社にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があった日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。
- 3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2024年から2028年までの各年(お客様がその年の1月1日において18歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。

第4条(非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理)

未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定において処理いたします。

第5条 (未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)

当社は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等(租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。

① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下、「受

入期間」といいます。)に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が80万円(②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの

- イ 受入期間内に当社への買付けの委託(当該買付けの 委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。)により 取得をした上場株式等、当社から取得をした上場株 式等又は当社が行う上場株式等の募集(金融商品取 引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当 するものに限ります。)により取得をした上場株式 等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入 れられるもの
- ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により 読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年 分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘 定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過 する日(以下「5年経過日」といいます。)の翌日に設 けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等(こ の場合、当社が定める期日までに「未成年者口座内上場 株式等移管依頼書」を提出してください。)
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定 により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号 に規定する上場株式等
- 2 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。
 - ① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、前項第1号口に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円(②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した

金額)を超えないもの

- ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により 読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様 の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該 非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設け られる継続管理勘定に移管がされる上場株式等
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項の規定 により読み替えて準用する同令第25条の13第12項各号 に規定する上場株式等

第6条 (譲渡の方法)

非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社の国内の本・支店を経由して行う方法(当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の国内の本・支店を経由して行われるものに限ります。)又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は同法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の国内の本・支店を経由して行われる方法により行うこととします。

第7条 (課税未成年者口座等への移管)

未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への 移管は、次に定める取扱いとなります。

- ① 非課税管理勘定に係る5年経過日において有する当該 非課税管理勘定に係る上場株式等(第5条第1項第1号 口若しくは第2号又は同条第2項第1号若しくは第2号 の移管がされるものを除く) 次に掲げる場合の区分に 応じそれぞれ次に定める移管
 - イ 5年経過日の属する年の翌年3月31日においてお客様が18歳未満である場合 当該5年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 当該5年経過日の翌日 に行う他の保管口座への移管
- ② お客様がその年の1月1日において18歳である年の 前年12月31日において有する継続管理勘定に係る上場 株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管
- 2 前項第1号イに規定する課税未成年者口座への移管並び に前項第1号ロ及び第2号に規定する他の保管口座への移管

は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところ により行うこととします。

- ① お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の8第5 項第2号、第6項第2号若しくは第7項において準用する同号に規定する書面を当社が定める期日までに提出した場合又は当社に特定口座(租税特別措置法第37条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をいい、前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。)を開設していない場合 一般口座への移管
- ② お客様が当社に特定口座を開設しており非課税期間が 満了する銘柄と同一の銘柄を一般口座で保有している場 合 一般口座への移管
- ③ 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座(前項1号 イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に 限ります。)への移管

第8条 (非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理)

非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は 保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日 までは、次に定める取扱いとなります。

- ① 災害等による返還等及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事由(以下、「上場等廃止事由」といいます。)による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと
- ② 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の方法による譲渡(租税特別措置法第37条の11の2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約款のこの号及び第17条第2号において同じ。)で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の国内の本・支店を経由して行われないものに限ります。)又は贈与をしないこと
 - イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3 号まで、第6号又は第7号に規定する事由による譲 渡
 - ロ 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合に係

るものに限ります。) による譲渡

- ハ 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5号又は 第8号に掲げる譲渡
- 二 租税特別措置法施行令第25条の8第4項第1号に 掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡
- ホ 所得税法第57条の4第3項第1号に規定する取得 請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株 式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式 又は同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が 付された新株予約権付社債であるものに係る請求権 の行使、取得事由の発生又は取得決議(これらの号 に定める請求権の行使、取得事由の発生又は取得決 議を除きます。)による譲渡
- ③ 当該上場株式等の譲渡の対価(その額が租税特別措置 法第37条の11第3項又は第4項の規定によりこれらの 規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入 金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。)又は 当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭そ の他の資産(上場株式等に係る同法第9条の8に規定する る配当等で、当社が国内における同条に規定する支払の 取扱者ではないもの及び前号に掲げる譲渡の対価として 交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当社を経 由して行われないものを除きます。以下、「譲渡対価の 金銭等」といいます。)は、その受領後直ちに当該課税 未成年者口座に預入れ又は預託すること

第9条(未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)

第7条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止いたします。

第10条 (未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知)

未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。)への移管に係るものに限ります。)があった場合には、当社は、お客様(相続又は遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額及び数、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を

通知いたします。

第11条 (継続管理勘定等への移管)

非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、 当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に当該未成年者 口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課 税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管 理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。

2 前項の場合において、お客様が、租税特別措置法施行令 第25条の13の8第12項第3号に規定する書面を5年経過日 の属する年の当社が定める期日までに提出した場合には、継 続管理勘定への移管は行わず、特定口座又は一般口座に移管 いたします。

第12条 (出国時の取扱い)

お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第4号に規定する出国移管依頼書を提出してください。

- 2 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該 出国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成年者口座内上 場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税 未成年者口座に移管いたします。
- 3 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国(租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、当社に未成年者帰国届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。

第3章 課税未成年者口座の管理

第13条 (課税未成年者口座の設定)

課税未成年者口座(お客様が当社に開設している特定口座 又は預金口座若しくはお客様から預託を受けた金銭その他の 資産の管理のための口座により構成されるもので、2以上の 特定口座が含まれず、この約款に基づく取引以外の取引に関 する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。)は、未成 年者口座と同時に設けられます。

第14条 (課税管理勘定における処理)

課税未成年者口座における上場株式等(租税特別措置法第 37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下第 15条から第17条及び第19条において同じ。)の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は金銭その他の資産の預入れ若しくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において処理いたします。

第15条 (譲渡の方法)

課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当社への売委託による方法、当社に対してする方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社の国内の本・支店を経由して行う方法(当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の国内の本・支店を経由して行われるものに限ります。)又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号又は同法第37条の11第4項第1号若しくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の国内の本・支店を経由して行われる方法により行うこととします。

第16条 (課税管理勘定での管理)

課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れ又は預託いたします。

第17条 (課税管理勘定の金銭等の管理)

課税未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等及び当該課税未成年者口座に預入れ又は預託がされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。

① 災害等による返還等及び上場等廃止事由による課税未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと

- ② 当該上場株式等の第15条に規定する方法以外の方法 による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対 価に係る金銭その他の資産の交付が、当社の国内の本・ 支店を経由して行われないものに限ります。)又は贈与 をしないこと
 - イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3 号まで、第6号又は第7号に規定する事由による譲渡
 - ロ 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。)による譲渡
 - ハ 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5号又は 第8号に掲げる譲渡
 - 二 租税特別措置法施行令第25条の8第4項第1号に 掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡
 - ホ 所得税法第57条の4第3項第1号に規定する取得 請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株 式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式 又は同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が 付された新株予約権付社債であるものに係る請求権 の行使、取得事由の発生又は取得決議(これらの号 に定める請求権の行使、取得事由の発生又は取得決 議を除きます。)による譲渡
- ③ 課税未成年者口座又は未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出し及び当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと

第18条 (未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)

第16条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる 事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの 事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年 者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

第19条(重複して開設されている当該課税未成年者口座以外 の特定口座がある場合)

お客様が課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の1月1日において、当社に重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止いたします。

2 前項の場合において、廃止される特定口座に係る振替口

座簿に記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式 等がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当 該上場株式等は全て当社に開設されている当該特定口座以外の 特定口座に移管します。ただし、当該特定口座以外の特定口座 と同一顧客番号の一般口座に同一上場株式等を保有している場 合は、課税未成年者口座内の一般口座へ払出いたします。

また移管後の上場株式等の分配金受取方法は再投資となります。ただし移管先口座に同一上場株式等を保有している場合は、移管先口座の上場株式等に設定された受取方法と同様になります。

第20条(出国時の取扱い)

お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3章(第15条及び第19条を除く)の適用があるものとして取り扱います。

第4章 口座への入出金

第21条 (課税未成年者口座への入出金処理)

お客様が課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることといたします。

- ① お客様名義の預貯金口座および信託口座からの入金
- ② お客様名義の他社の振替決済口座からの入金
- ③ 現金での入金(依頼人がお客様又はお客様の法定代理 人である場合に限ります。)
- 2 お客様が未成年者口座又は課税未成年者口座から出金又は上場株式等に係る有価証券の移管(以下この条において「出金等」といいます。)を行う場合には、次に定める取扱いとなります。
 - ① お客様名義の預貯金口座への出金
 - ② 現金での引出 (窓口で行うものに限ります。)
 - ③ お客様名義の振替決済口座への移管
- 3 前項各号に定める出金等を行うことができる者は、お客様(成人されている場合に限ります。)及びお客様の法定代理人に限ることとします。
- 4 お客様の法定代理人が第2項各号の出金等を行う場合には、 当社は当該出金等に係る金銭又は上場株式等に係る有価証券が お客様本人のために用いられることを確認することとします。

第5章 代理人による取引の届出

第22条(代理人による取引の届出)

お客様が未成年者の場合、当社は、未成年者口座及び課税

未成年者口座における上場株式等の取引は、お客様の法定代理人が、当社所定の書面および方法により届け出た代理人(以下、「運用管理者」といいます。)とのみ行います。運用管理者は、お客様の法定代理人または2親等以内の者のうち1名に限るものとします。

- 2 前項により届け出た運用管理者を変更しようとする場合には、当社所定の書面および方法により、あらかじめ当社に対して、運用管理者の変更の届出を行っていただく必要があります。当該変更の届出の前にお客様に生じた損害については、当社は責任を負わないものとします。
- 3 お客様およびその法定代理人は、次の場合、速やかに当社に届け出てください。当該届出の前にお客様に生じた損害については、当社は責任を負わないものとします。
 - ① 運用管理者について届け出た情報に変更があったとき
 - ② 運用管理者が死亡したとき
 - ③ 運用管理者について、家庭裁判所の審判により、後見、 保佐もしくは補助が開始された場合、または任意後見監 督人の選任がされた場合
 - ④ 運用管理者が法定代理人である場合で、その法定代理 人の地位に変更があったとき
 - ⑤ お客様が結婚したとき
- 4 前項第2号から第5号の届出があった場合、当社は、運用管理者の登録を解除するものとします。
- 5 第3項第2号から第4号の場合には、お客様の法定代理 人は、速やかに、運用管理者の届出を行ってください。
- 6 運用管理者あての郵便物が返戻された場合および運用管理者の地位に関してお客様の法定代理人から異議申立てがあった場合、当社は、運用管理者との取引を停止いたします。また、運用管理者の代理権に疑義が生じた場合等、当社が運用管理者と取引を行うことに支障があると判断した場合には、運用管理者との取引を停止する場合があります。
- 7 お客様が成年に達した場合、運用管理者の任務は終了します。

第23条 (法定代理人の変更)

お客様の法定代理人に変更があった場合には、直ちに当社 に届出を行うとともに、当社所定の手続きを行っていただく 必要があります。

2 当社は、必要に応じて、お客様の法定代理人の代理権を確認できる資料の提出を求める場合があり、提出いただくまでは、法定代理人や運用管理者による手続きの受付を停止する場合があります。

第6章 その他の通則

第24条 (取引残高の通知)

当社はお客様が15歳に達した場合には、未成年者口座及び課税未成年者口座に関する取引残高をお客様本人に通知いたします。

第25条 (未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である 旨の明示)

お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等(未成年者口座への受入れである場合には、第3条第1項に規定する上場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れである場合には、第14条に規定する上場株式等をいいます。以下この項において同じ。)、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。また、約定金額が非課税投資枠を超過した場合、当該超過分は課税未成年者口座での受け入れになります。

2 お客様が未成年者口座及び未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様が当社の未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

第26条(基準年以降の手続き等)

基準年に達した場合には、当社はお客様本人に払出制限が 解除された旨及び取引残高を通知いたします。

第27条 (非課税口座のみなし開設)

2024年以後の各年(その年1月1日においてお客様が18歳である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当社に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当社の国内の本・支店において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。

2 前項の場合には、お客様がその年1月1日において18 歳である年の同日において、当社に対して非課税口座開設届 出書(租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当社とお客様との間で特定非課税累積投資契約(同項第6号に規定する特定非課税累積投資契約をいいます。)が締結されたものとみなします。

第28条 (本契約の解除)

次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日 に本契約は解除されます。

- ① お客様又は法定代理人から租税特別措置法第37条の 14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の 提出があった場合 当該提出日
- ② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日
- ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第30項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日
- ④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客様が出国の日の前日までに第12条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。) 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)
- ⑤ お客様が出国の日の前日までに第12条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合 その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日の翌日
- ⑥ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項で準用する租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日

第29条(合意管轄)

この約款に関するお客様と当社との間の訴訟については、

当社の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所の中から、当 社が管轄裁判所を指定できるものとします。

第30条(約款の変更)

この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当社ホームページ等により周知します。

附則

この約款は、2023年11月20日より適用させていただきます。

以上

自動けいぞく(累積)投資規程

第1条 (規程の趣旨)

この規程は、お客様と三菱UFJ信託銀行株式会社(以下「当社」といいます。)との間の、証券投資信託受益権(以下「投信」といいます。)の累積投資に関するとりきめです。

当社は、この規程に従って投信の累積投資の委任に関する 契約(以下「契約」といいます。)をお客様と締結いたします。

第2条(申込方法)

- (1) お客様は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名、 捺印しこれを当社国内の本・支店(以下「取引店」といい ます。)に提出することによって各銘柄ごとに契約(以下 「当該契約」といいます。)を申し込むものといたします。
- (2) 前項の契約が締結されたときは、当社は直ちに各銘柄ごとに累積投資口座を設定いたします。なお、当社所定の印鑑届により当社に提出されている印影をもって、当社への届出印といたします。

第3条(金銭の払込)

お客様は、前条により設定された累積投資口座にかかる銘柄の投信(以下「当該投信」といいます。)を取得するため、1回の払込につき10万円以上の金銭(以下「払込金」といいます。)をその口座に払い込むことができます。ただし、当社はこれと異なる払込単位を定めることができます。

第4条(取得の時期および価額)

- (1) 当社は、お客様から当該投信取得の申込みのあったとき は、当該投信の目論見書の定めに基づき遅滞なく当該投信 の取得を行います。ただし、当該投信の目論見書において 取得申込日に制限が設けられている場合は、その定めに従 います。
- (2) 前項の取得価額は、当該投信の目論見書の定めによるものとします。なお、当社は当該投信の目論見書に定める所定の手数料および手数料に対する消費税を加えた金額を払込代金の中から申し受けます。
- (3) 取得された当該投信の所有権並びにその元本または果実 に対する請求権は、その取得があった日からお客様に帰属 するものといたします。

第5条 (受益権の管理)

(1) この契約によって取得された当該投信は、社債、株式等 の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。)、投資 信託振替決済口座管理規程に基づいて管理いたします。 (2) 当社は、当該管理にかかる当該投信につき、管理料を申し受けることがあります。

第6条 (果実の再投資)

- (1) 前条の管理にかかる当該投信の果実は、お客様に代わって当社が受領のうえ、当該お客様の累積投資口座に繰入れ、原則としてその全額をもって決算日の価額により当該投信を取得します。なお、この場合、取得の手数料は無料といたします。
- (2) 当社は、お客様の申し出により、当該投信の果実について、定期引出契約(以下「定期引出」といいます。)を締結することができるものとします。この場合、前項にかかわらず、お客様に代わって当社が受領した当該投信の果実については、その全額より税金等を差引いた金額をお客様の指定預金口座に自動的に入金します。
- (3) 当社は、お客様の申し出により、前項の定期引出を停止することができるものとします。この場合、当該投信の果実は、第1項のとおり取り扱うことといたします。
- (4) お客様は、所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名、 捺印しこれを取引店に提出することによって定期引出、若 しくは定期引出の停止を申し込むものといたします。

第7条(返還)

- (1) お客様は、いつでも当社を通じて自己の保有する当該投信またはその果実の返還を請求することができます。ただし、当該投信の目論見書において返還の申込日に制限が設けられている場合には、その目論見書の定めに従います。
- (2) 当社は、お客様から前項の返還の請求を受けたときにこれを換金し、その代金を返還いたします。この場合の換金金額は、当該投信の目論見書の定めによるものとします。
- (3) 前項の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとします。

第8条 (解約)

- (1) この契約は、次の各号のいずれかに該当したときは解約されるものといたします。
 - ① お客様から解約のお申し出があったとき
 - ② お客様の累積投資口座の残高が無くなった日から2年 を経過する日の属する年の12月31日までの間に、当該累積 投資口座において受益権の買付が行われなかったとき
 - ③ 当社が累積投資業務を営むことができなくなったとき
 - ④ 受益権が償還されたとき
- (2) この契約が解約されたときは、当社は遅滞なく前条に準 じて管理中の当該投信およびその果実を返還いたします。

第9条(届出事項の変更・成年後見人等の届出等)

- (1) 改名、転居および届出印の変更など申込事項に変更があったときは、お客様は、遅滞なく当社にお申し出のうえ、 当社所定の手続をおとりください。この手続の前に生じた 損害については当社は責任を負いません。
- (2) 成年後見人等の届出については、以下の各号の規定に従 うものとします。
 - ① お客様またはお客様の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
 - ② お客様またはお客様の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
 - ③ お客様またはお客様の成年後見人等について、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2号と同様にお届けください。
 - ④ 前3号の届出事項に取消または変更等が生じた場合に も同様にお届けください。
 - ⑤ 前4号の届出前に生じた損害については、当社は責任 を負いません。

第10条(その他)

- (1) 当社は、当該契約に基づいてお預りした金銭に対しては、 利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたし ません。
- (2) 当社は、次の各号により生じた損害については、その責 を負いません。
 - ① 届出印の押印された所定の受領書と引換えに、当該契約に基づく当該投信またはその果実を返還した場合
 - ② 印影が届出印と相違するために当該契約に基づく当該 投信またはその果実を返還しなかった場合
 - ③ 天災地変その他不可抗力により、当該契約に基づく当 該投信の取得、若しくは当該投信またはその果実の返還 が遅延した場合
- (3) 当該契約は、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の 指示、その他必要な事由が生じたときに、民法第548条の 4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う 旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効 力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又 はその他相当の方法により周知します。

以上

(別紙)

第5条第2項の累積投資口座にかかる銘柄の投信管理料は 無料とします。

以 上